

(一般競争入札用)

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により一般競争入札とする。

ただし、入札者がいないとき、又は、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

(1) 入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 248 条に定める入札保証金は入札金額の 100 分の 3 以上の額とする。

ただし、規則 249 条各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は、契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(6) 契約書

別紙「会津西陵高校大規模改修工事に伴う物品等の移動及び廃棄処分マネジメント業務」のとおり

(7) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により発注者及び受注者が契約書に記名押印したとき確定する。